

議案第66号

新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年11月30日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中

「

543,000円
620,000円
724,000円
848,000円

」を

「

541,000円
617,000円
721,000円
844,000円

」に改める。

附 則

この条例は、平成23年12月1日から施行する。

提案理由

特定任期付職員について、国の一般職の特定任期付職員に係る人事院勧告に準拠して給料の改定を行うため、本案を提出する。